

EBPMの推進

平成30年1月12日

内閣官房行政改革推進本部事務局

EBPMの推進について

- 証拠に基づく政策立案(EBPM)とは、(1)政策目的を明確化させ、(2)その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組。
- 限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するために、EBPMを推進する必要。

「統計改革推進会議 最終取りまとめ」を受けた当面の取組

□ 推進の要となる機能の整備

各府省におけるEBPMの取組を積極的に主導する、高いレベルの審議官級の推進体制を構築。

各府省の責任者等で構成するEBPM推進委員会を設置し、政府を挙げた取組を推進。

□ EBPMの実践

政策の改善に繋げるため、順次、三本の矢(行政事業レビュー、政策評価、経済・財政再生計画の点検・評価)の取組を通じ、EBPMを実践。

□ 統計等データの提供等の判断のためのガイドライン策定(年度内目途)

統計等データの利活用と個人情報保護を両立した各府省によるデータ提供等のための基本的ガイドラインを、EBPM推進委員会で策定。

□ EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針策定(年度内目途)

各府省においてEBPMの実践・推進等に携わる人材の確保・育成に関する基本的方針を、EBPM推進委員会で策定。

EBPMの取組に係る動き

EBPM推進体制・活動内容の検討

行政事業レビュー等、EBPM三本の矢の取組

【29年8月】

各府省のEBPM統括責任者等からなる
EBPM推進委員会発足【3ページ参照】

【9月～11月】

各府省が「EBPM事例の作り込み」を実践し、
行革事務局及び有識者がヒアリング
⇒ヒアリング等から得られた示唆をとりまとめ、
各府省に共有【4ページ参照】

【12月】

各府省のEBPM推進体制決定【6ページ参照】

「統計等データの提供等の判断ためのガイドライン」、
「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関
する方針」の骨子を決定【7ページ参照】

【今春以降】

EBPM推進委員会で
「統計等データの提供等の判断ためのガイドライン」、
「EBPMを推進するための人材の確保・育成等
に関する方針」を決定

EBPM三本の矢を通じ、
政策・施策・事務事業の各
段階で、順次EBPMを実践
(29年11月には、秋のレ
ビューにおける「EBPMの
試行的検証」の実施
【5ページ参照】)

新たな各府省EBPM推進体制の下、EBPM推進の取組加速

EBPM推進委員会の構成員

(平成29年8月1日時点)

会 長:内閣官房副長官補(内政担当)

副会長:内閣官房内閣審議官(行政改革推進本部事務局長)

構成員:内閣官房内閣審議官(情報通信技術総合戦略室長代理)

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)

総務省行政評価局長

総務省政策統括官(統計基準担当)

会長の指定する職にある各府省のEBPM統括責任者

人事院事務総局審議官

内閣府大臣官房総括審議官

宮内庁長官官房審議官

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁長官官房総括審議官

個人情報保護委員会事務局次長

金融庁総務企画局参事官

消費者庁審議官

復興庁審議官

総務省大臣官房総括審議官

法務省大臣官房審議官

外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官

財務省大臣官房企画調整総括官

文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策評価審議官

厚生労働省厚生労働審議官

農林水産省大臣官房総括審議官

経済産業省大臣官房政策評価審議官

国土交通省総合政策局情報政策本部長

環境省大臣官房審議官

原子力規制委員会原子力規制庁次長

防衛省大臣官房審議官

※ 委員会の庶務は、内閣府政策統括官(経済社会システム担当)の助け並びに総務省行政評価局及び総務省政策統括官(統計基準担当)の協力を得て、内閣官房において処理する。

EBPM推進の「次の一手」に向けたヒント集

- 各府省に「EBPM事例の作り込み」等を依頼し、行革事務局及び有識者によるヒアリングを実施（29年9月～10月）。ヒアリングの際に有識者からなされた指摘や示唆の内容を、各府省が参照・共有できるよう、当事務局にてとりまとめ（11月29日EBPM推進委員会幹事会で各府省と共有）。

主な項目

I EBPMに取り組む対象選定について

- ✓ 対象とする政策を選ぶ際にはどのような点に着眼したらよいか
- ✓ 対象とする政策の大きさや「まとまり」についてどう考えるか
- ✓ 技術的に高度な手法にとられることなく、政策改善の工夫の追及を

II EBPMの取組における留意点

1. ロジックモデルの作成について

- ✓ 目標・目的の明確化、解決すべき課題の特定とそのための分析を考える
- ✓ データに振り回されず、まずはあるべきロジックモデルを考える
- ✓ 実際に「使える」ロジックモデル～活動にまで「行きつ戻りつ」できるか

2. アウトカム、アウトカム指標の設定について

- ✓ アウトカムが明確でないと、政策手段が合理的か判断できない
- ✓ アウトカム未達の際にアクティビティに戻ることができるアウトカムとなっているか

3. エビデンスの構築やデータの収集について

- ✓ 様々な限界がある中、データの収集・活用にはいかなる工夫があり得るか
- ✓ 既存データの更なる活用
- ✓ 所与の目標等が即エビデンスではなく、その根拠や実現の道筋を考える

4. モデル事業の設計について

- ✓ 事業実施を通じて事後検討に必要な情報が得られる設計になっているか

III EBPMに取り組むための活動や体制整備等について

1. 統括責任者と府省内における立ち位置について

- ✓ 課題に気づき、問題提起する
- ✓ 組織内へのEBPMの浸透を図る
- ✓ よろず相談所として信頼を得る

2. 人材育成等について

- ✓ マニュアル主義ではなく、ケーススタディで議論していく

3. データ活用について

- ✓ 行政記録情報の活用により外部研究者の成果の活用なども視野に

秋のレビューにおける「EBPMの試行的検証」の実施について

- 29年秋の年次公開検証(秋のレビュー)において、「EBPMの試行的検証」としてモデル事業及び複数省庁関連事業の2テーマについて、外部有識者による検証を実施。

【EBPMの試行的検証(11月15日)における対象事業】

<モデル事業>

- ・次世代施設園芸拡大支援事業 【農水省】
- ・IoTを活用した社会インフラ等の高度化推進事業(うち、製造分野:スマート工場実証事業) 【経産省】
- ・情報通信技術を活用した教育振興事業(うち、情報教育の推進等に関する調査研究) 【文科省】

<複数省庁関連事業>

- ・建設労働者雇用安定支援事業費 【厚労省】
- ・建設業における女性の働き方改革の推進 【国交省】

【取りまとめ(12月7日行政改革推進会議)概要】

- 問題解決の必要性、事業目的と達成手段の合理性をロジックモデルを用いて精査することが必要。
- ロジックモデルの設定と合わせて、エビデンスの信頼性の検証を行うことが必要。また、有意義な分析を行うため、事業対象と対象以外の比較による事業効果の識別などの取組を行うことも重要。
- モデル事業では、モデル実施後の政策の決定と本格展開のための情報・データを、十分に収集可能な事業設計とすることが必要。
- 複数省庁関連事業では、事業の基本設計であるロジックモデルや、統計・データ等が関係省庁間で連携・共有されるよう検討することが必要。

各府省のEBPM推進に係る機構の新設(平成30年度)

- 各府省におけるEBPM推進体制の責任者は、部局長等に対し意見を述べ、指導・支援を行う必要。
- このような考え方から、各府省に、部局長等に伍するハイレベルの責任者たる「政策立案過程総括審議官」(仮称)又は「政策立案過程参事官」(仮称)を新設。

○政策立案過程総括審議官等の新設

内閣府、公正取引委員会、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

○政策立案過程参事官の新設

人事院、個人情報保護委員会、金融庁、外務省、原子力規制委員会

(注1) 文部科学省はサイバーセキュリティ・政策立案過程総括審議官(仮称)を新設。

(注2) 上記のほか、宮内庁、復興庁は既設の審議官等により体制を確保。

統計等データの提供等の判断のためのガイドライン/人材の確保・育成等に関する方針

- 「統計等データの提供等のためのガイドライン」及び「人材の確保・育成等に関する方針」について、EBPM推進委幹事会（29年12月26日持ち回り開催）で骨子を決定。
- 年度末を目途に本文を決定予定。

【統計等データの提供等の判断のためのガイドライン】

- 統計等データの提供要請等を受け付ける窓口・窓口業務の適正確保
- 提供等の判断に係る標準的な事務処理手順
- 統計等データ提供等の改善のメカニズム
- 各府省における統計等データの所在情報の整備
- 府省間での統計等データの相互利用等
- EBPM推進委員会における検証等を踏まえた見直し

【EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針】

- 採用や登用といった人材の確保方策
- 職員の能力開発や人事交流といった人材の育成方策
(→本年1月から先行的にEBPMに係る勉強会を開催)
- EBPMに関するコミュニティの形成
- 統計調査の設計、統計データの作成・提供に係る専門技術に着目した取組
- EBPM推進委員会及び統計委員会によるフォローアップと見直し